

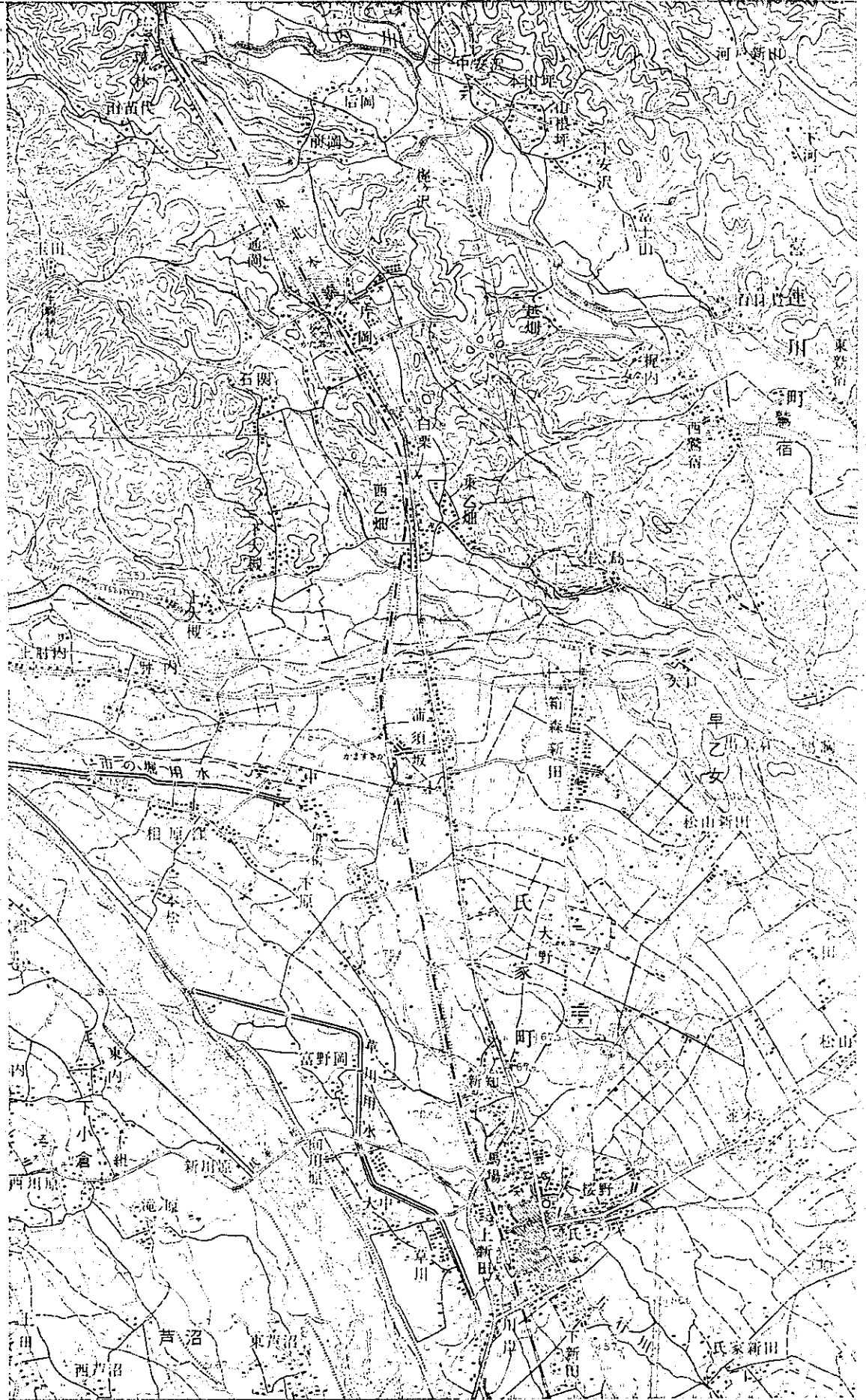
ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。(建築基準法施行令第93条)

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

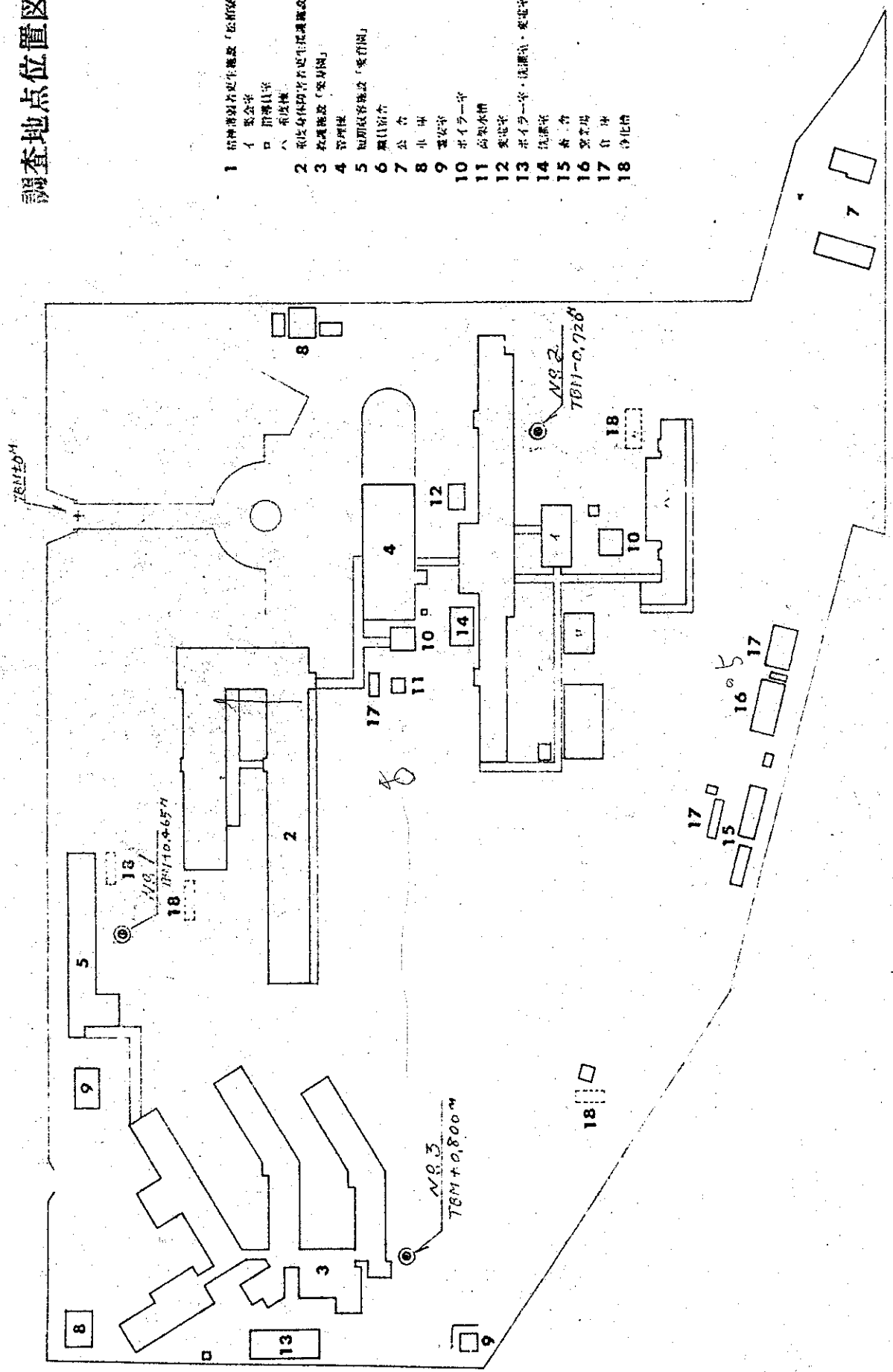
したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご利用ください。

栃木県土木部建築課



調査地点位置図

- 1 精神科病舎衛生施設「仮施設」
- イ 更衣室
- ロ 消毒器具室
- ハ 洗面所
- 2 和洋食体の病舎衛生施設「給湯室」
- 3 沐浴施設「更衣室」
- 4 管理棟
- 5 短期収容施設「受付室」
- 6 職員宿舎
- 7 公舎
- 8 車庫
- 9 保安室
- 10 ボイラー室
- 11 高圧水槽
- 12 変電室
- 13 ボイラー室・洗滌室・変電室
- 14 洗濯室
- 15 倉庫
- 16 更衣場
- 17 倉庫
- 18 浄化槽



氏家更生園新築に伴う地質調査 土質柱状図 (NO. 2)

調査地 栃木県氏家町
 標高 M 孔内水位 M 技術者

調査年月日 昭和 年 月 日 ~ 年 12月 8日

標高 m	層厚 m	柱状 図	色調	土質 名	観 察	相 対 密 度	相 対 稠 度	現 置 試 験 深 度 m	標準貫入試験						試料		採取 深度 m					
									深 度 m	N 値 回/cm	10cm毎の 打撃回数			N 値					採 方 い 乱 試 さ 料 な	取 法 乱 試 し 料 た		
											10 cm	20 cm	30 cm	0	10	20		30			40	50
0.40	0.40		茶 灰 藍 土		上部に若干ロ-A混入、生草根混入。所々に50~70%位のシルト混入。																	
1.20	0.80		暗茶灰	細 砂	所々に30~50%位のシルトを混入。粒子均一。	極密			1.15	50/21	12	35	3									1
2.15			暗黄灰	砂 ヲ キ	2.05m~2.25m間に粗中砂と硬質。2.60m付近に100%位のシルト混入。全体的に均質で砂。所々に50%位のシルトを混入。平均粒径15%位。硬質であり。	極密			1.36													2
3.15	1.85		暗黄灰	中 砂	所々に20~30%位のシルト混入。又少量粗砂を混入。全体的には粒子均一。	極密			2.15	44/30	8	20	16									3
4.20	1.15		暗黄灰	砂 ヲ キ	均質である。最大粒径65%以上。平均粒径15%位。シルトは硬質である。所々に砂分多い所あり。	極密			3.15	25/30	10	8	7									4
6.38	2.18		暗黄灰	砂 ヲ キ					4.15	50/26	20	18	12									5
6.38									4.41													6
									5.15	50/21	19	28	3									7
									5.36													8
									6.15	50/23	21	23	6									9
									6.38													10
																						11
																						12
																						13
																						14
																						15

